

受理年月日	令和6年12月11日	付託年月日	令和6年12月16日	所管委員会	経済振興委員会
番号	6年請願第3号				
件名	所得稅法第56条の廢止を求める意見書議決について				
請願者	民主商工会福岡市協議会 代表者 [REDACTED] 外1人				
紹介議員	倉元[筆頭]、堀内、綿貫、中山、森				
分割付託	なし				
要旨	<p>中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。</p> <p>しかし、その中小零細業者を支えている家族従業員の働き分（自家労賃）は、税法上、所得稅法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。</p> <p>事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で年間86万円、家族の場合でも50万円だけです。この僅かな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でないと組めないなど、社会的にも全く自立できない状況で、女性の自立にも、後継者育成にも大きな妨げとなっています。</p> <p>また、今年実施された定額減税においても事業専従者は減税の対象から除外されました。政府は円滑な執行の観点から所得稅法の定義に依拠したためと説明していますが、今回の定額減税の趣旨は賃金上昇が物価高騰に追いついていない国民の負担を緩和するためのものであるはずです。この問題の根本にあるものが所得稅法第56条です。以前、閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた税制の検討に所得稅法第56条が含まれると表明され、政府は検討していくかなければならないと答弁していますが、いまだに廃止されず、全国民を対象にしているはずの施策で事業専従者が不利益を被ることはあってはならないことだと思います。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得稅法第56条は、早急に廃止すべきと全国でも572自治体（令和6年6月25日時点）が国への意見書を採択しています。</p> <p>ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では自家労賃を必要経費と認め、家族従業者の人格、人権、労働を正当に評価しています。この間の国連からの勧告、政府の見解などから、人権問題として、憲法の精神を生かし、差別的税制をこれ以上放置せず、所得稅法第56条を早急に廃止することを求め、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、所得稅法第56条を廃止するよう、政府へ意見書を提出すること。 				
審査年月日	令和 年 月 日	結果		委員会	
	令和 年 月 日			令和 年 月 日	
年月日	令和 年 月 日			本会議	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日			

福岡市議会
議長 打越 基安 殿

2024年12月11日
民主商工会福岡市協議会

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願

【請願趣旨】

中小業者は、地域経済の担い手として、地域経済と雇用をまもり、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。

しかし、その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で年間86万円、家族の場合でも50万円だけです。このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でないと組めないなど、社会的にも全く自立できない状況で、女性の自立にも、後継者育成にも大きな妨げとなっています。

また、今年実施された定額減税においても事業専従者は減税の対象から除外されました。政府は「円滑な執行の観点から所得税法の定義に依拠したため」と説明していますが、今回の定額減税の趣旨は賃金上昇が物価高騰に追いついていない国民の負担を緩和するためのものであるはずです。この問題の根本にあるものが所得税法第56条です。以前、閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれると表明され、政府は「検討していかなければならない」と答弁していますが、いまだに廃止されず、全国民を対象にしているはずの施策で事業専従者が不利益を被ることはあってはならないことだと思います。業者婦人や家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は、早急に廃止すべきと全国でも572自治体(令和6年6月25日時点)が国への意見書を採択しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」と認め、家族従業者の人格、人権、労働を正当に評価しています。この間の国連からの勧告、政府の見解などから、人権問題として、憲法の精神を生かし、差別的税制をこれ以上放置せず、所得税法第56条を早急に廃止することを求め、国への意見書を採択して下さいよう請願いたします。

【請願項目】

家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、所得税法第56条を廃止するよう、政府へ意見書を提出してください。



所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。

しかし、所得税法第56条には「事業主の配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）とあり、個人としての人格が尊重されていません。現行制度は、配偶者は年間86万円が、それ以外の親族は年間50万円が控除されるのみで家族労働の実態にそぐわないだけでなく、その社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけている一因にもなっています。また、6月より実施されている定額減税において、白色事業専従者や所得の少ない青色事業専従者が、当初対象から除外されていた問題は、この所得税法第56条の趣旨に則ったものと考えざるをえません。戦前の「家父長制度」の考え方を引き継ぐこのような税制は人権問題であり、もはや時代にそぐわないものとなっています。

全ての事業者に記帳と収支計算書の添付が義務付けられたことなどから青色申告と白色申告の差異は実質的になくなっています。青色申告普及の優遇措置の根拠もなくなっています。申告形態に関わりなく「家族従事者の働き分けは必要経費に算入できる」を原則にすべきです。

世界の主要国では、家族従事者の労働を正当に評価し、その「働き分け」を必要経費として認めるのは当然のこととされています。国連・女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、「家族経営における女性の労働を認めよう、所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告しています。全国では572の自治体が、福岡県でも25の自治体が国に意見書を上げています。

よって、家族従事者の人権保障の基礎をつくり、ジェンダー平等社会の実現のためにも「所得税法56条の廃止」を措置されますよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

2024年12月　日

福岡市議会
議長 打越基安

《宛先》

衆議院議長　宛て
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣